

脳・心臓疾患・精神障害等 (過労死・過労自殺) 事例調査のお願い

責任者 長谷川 吉則
岡村 親宜

過労死・過労自殺の労（公）災新認定基準が出され、認定件数の一定の前進はありました。しかし、過労死新基準では、過重負荷要因である所定外労働時間が、45～80 時間のグレーゾーン、45 時間以下の事例の労（公）災認定業務外が目立っています。また、他の過重負荷要因を総合的に判断する場合も業務外が多い実態です。

また、過労自殺では職場のストレス強度Ⅲがないと認定されないとか、Ⅰ・Ⅱの強度と他の過重労働要因を総合した判断は、ほとんど業務外となっています。それに、労（公）災認定行政も労働者保護の立場からは、問題が多くあります。そのため、いま、認定基準と認定行政の改善が強く求められています。

この事例調査は、過労死（脳・心臓疾患の労災認定）と過労自殺（精神障害等の労災認定）の新しい労（公）災認定基準の妥当性と認定基準運用状況の問題点を、労（公）災認定業務上外の事例を収集・検討して、明らかにすることを目的とします。

その結果に基づき厚生労働省に対して認定基準と認定行政の改善を求めてゆきます。

この調査結果は、「過労死・過労自殺研究集会」（11 月 23 日全労連会館）で報告します。

労（公）災新認定基準による労災認定業務上外の事例について、別紙の各調査票により、必要な事例を 50 目標に集約します。

調査対象は、過労死家族の会、過労死弁護団、全日本民医連、地方センター・地域組織・職対連、労働組合・支援組織関わった過労死の事例を被災者（及び家族）の同意を得て集めます。そのため事例に関する情報提供を関係者・各組織に要請します。今回の調査は倫理委員会（千葉健生病院）の承認を得ています。

記入は、別紙調査票（脳・心臓疾患事例調査票と精神障害・自殺事例調査票）に書いていただき、全国センターで集約します。調査時期 04 年 5 月～8 月の 4 ヶ月間とします。

調査実施担当者は、過労死長時間労働研究会・事例検討会のメンバーを中心に、事例調査収集協力組織からも協力者を得て、調査と検討をすすめます。調査結果は 11 月 23 日の過労死・過労自殺研究集会で報告します。

<連絡先> 働くもののいのちと健康を守る全国センター
〒113-0034 東京都文京区湯島 2-4-4 全労連会館 6F
電話 03-5842-5601 FAX 03-5842-5602
e-mail info@inoken.gr.jp 担当事務局 佐々木昭三